

議案第2号

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年4月14日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則（昭和62年西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（公開の可否決定通知等）

第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、公文書公開可否決定通知書による。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開可否決定の期限延長通知書による。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第3項」を「第4項」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（事案の移送通知）

第4条 条例第11条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書による。

別表中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

情報公開条例に基づく行政手続の様式変更等に伴い、所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会情報公開条例施行規則

改 正 案	現 行
<u>(公開の可否決定通知等)</u> 第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、公文書公開可否決定通知書による。	<u>(公開の可否決定通知)</u> 第3条 条例第11条第1項から第3項までの規定による通知は、公文書公開可否決定通知書により行うものとする。
<u>2. 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開可否決定の期限延長通知書による。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(事案の移送通知)</u> 第4条 条例第11条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書による。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)	<u>(新設)</u> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)
<u>第5条 (略)</u> (公文書の閲覧等)	<u>第4条 (略)</u> (公文書の閲覧等)
<u>第6条 (略)</u> (文書閲覧の特例)	<u>第5条 (略)</u> (文書閲覧の特例)
<u>第7条 (略)</u> (公開に係る費用)	<u>第6条 (略)</u> (公開に係る費用)
<u>第8条 (略)</u> (諮問した旨の通知)	<u>第7条 (略)</u> (諮問した旨の通知)
<u>第9条 条例第15条第4項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書による。</u> (出資法人)	<u>第8条 条例第15条第3項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書による。</u> (出資法人)
<u>第10条 (略)</u> (補則)	<u>第9条 (略)</u> (補則)
<u>第11条 (略)</u>	<u>第10条 (略)</u>
<u>別表 (第8条関係)</u> (略)	<u>別表 (第7条関係)</u> (略)